

○パネルディスカッション

「途切れのない支援の実現に向けて～みんなで被害者を支えよう～」

【コーディネーター】

尾崎 万帆子氏（白梅学園大学子ども学部子ども学科講師）

【パネリスト】

木本 克己 氏（横浜市市民局人権課専任職（社会福祉業務担当）、精神保健福祉士、公認心理師、臨床心理士 ）

林 貴子 氏（（公社）全国被害者支援ネットワーク認定コーディネーター、（公社）ぎふ犯罪被害者支援センター犯罪被害相談員、公認心理師）

登坂 比奈子氏（埼玉県警察本部警務部警務課犯罪被害者支援室技術職員、警察庁指定広域技能指導官、社会福祉士、公認心理師、臨床心理士）





<尾崎氏>

皆様こんにちは。

ここからは「途切れのない支援の実現に向けて～みんなが被害者を支えよう～」というタイトルで、パネルディスカッションを進めていきたいと思います。

私はこのパネルディスカッションのコーディネーターを務めさせていただきます、白梅学園大学の尾崎万帆子と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

寺輪さんの基調講演を伺い、被害後に様々な問題が生じるということ、それらの問題に対して、犯罪被害者は様々な支援を必要としていることを皆様にも考えていただけたかと思います。犯罪被害者が被害を受けた後でも、住み慣れた地域で安心して生活を続けられるためには、

周囲の理解や支援が必要であると言えます。

そこで、このパネルディスカッションでは架空の事例を設定し、これを基に犯罪被害者が置かれる状況や各機関で行われている支援について、パネリストの皆様にご議論していただくことといたしました。

また、私たちの周りに犯罪被害に遭った方がいらっしゃったらと考えると、どうしたら良いのか、どう接していいのか、と戸惑いを覚えるという方も少なくないかと思います。そのような場合に、どのような対応をしたら望ましいのかについてもお話しいただき、犯罪被害者を支える社会の実現に向けた機会としたいと思っております。

それでは、パネリストの方々に自己紹介いただこうと思います。木本さん、林さん、登坂さんの順でお願いいたします。



<木本氏>

横浜市市民局人権課で、犯罪被害者等支援事業を担当している木本と申します。私は社会福祉職のケースワーカーでございまして、事業担当をしておりますけれども、実際に相談業務も行っております。

横浜市では、令和元年度に犯罪被害者等支援条例を制定いたしまして、支援金ですとか生活費用の助成といった経済的支援のほかに、弁護士による法律相談や心理士によるカウンセリングといった専門相談等も提供しております。

今日は自治体の職員という立場でお話をさせていただきます。よろしくお願いいたします。



<林氏>

ぎふ犯罪被害者支援センターで相談員をしております、林と申します。

私が所属しているような民間の被害者支援団体は、全国の都道府県に1つずつ、北海道には2つで48団体あります。公安委員会から犯罪被害者等早期援助団体に指定されるなど、警察や検察庁等と連携をとりながら被害者を支援する団体です。

連携の1つに警察が被害者の同意を取った上で行う、支援センターへの情報提供制度があり、被害後の早い時期から自宅訪問や面接を行い、支援をしています。

私は平成16年から相談員として支援に携わってきました。これまでに殺人、強盗殺人未遂、交通死亡事故や傷害

事件、性犯罪等の被害者の方の支援を行ってきました。

今日は支援員として活動してきた経験の中から、お話をさせていただきたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。



<登坂氏>

埼玉県警察本部の犯罪被害者支援室で、カウンセラーとして勤務をしております。臨床心理士の資格を生かして、専門職として被害者支援にずっと携わってまいりました。

警察では被害直後から中長期まで幅広い支援を行っていますけれども、今日は警察の特色でもある被害後早期からの支援に焦点を当てて御紹介していきたいと思えます。よろしくお願いいたします。

<尾崎氏>

ありがとうございます。では、本日の流れを御説明いたします。

私より先程申し上げました架空の事例についての御説明をいたします。その後、犯罪被害者が被害直後に置かれる状況について、関係機関が被害者を支援するにあたり、どのような連携をとっているかについて、それから犯罪被害者に向けて行われている短期的・中期的支援について、そして長期的支援について、そして最後に私たち周囲の人間による支えについて、という流れでお話を進めていきたいと思えます。

まず、事例についての御説明です。家に強盗に入られて殺されてしまったという強盗殺人

事件になります。被害に遭われたのは、35歳会社員の男性Aさんです。ただ、被害に遭われた場所というのは、この男性の御自宅ではなく、男性の70歳のお母様が近所で一人暮らしをされていた家であったということです。男性が母親の家に訪問したところ、お母様は外出していて不在であった。しかし、そこで男性は強盗に遭ってしまいました。加害者は、闇バイトで集まり、強盗目的でお母様の家に侵入した25歳の男性と22歳の女性でした。男性はこの2人にバールで殴打されたことにより殺害されてしまいました。加害者は事件当日に逮捕されています。また、被害者の男性の御家族には、パート勤めの30歳の妻、小学生の7歳の長女、幼稚園児の4歳の長男がいらっしゃるという事例になります。

このような被害の内容を踏まえた上で、犯罪被害者が被害直後に置かれる状況について、まずは考えていきたいと思います。この事例の場合、被害直後に御遺族がどのような状況に置かれるのか。事件後、最も早く御遺族に接することとなるのは、警察であると思われるので、埼玉県警の登坂さんにお話いただきたいと思います。

<登坂氏>

犯罪の被害は、寺輪さんのお話にもありましたけれども、誰にとっても突然起こることです。特に殺人事件の御遺族となった場合には、被害を受け止めきれずに混乱した状態のまま短期間に様々なことを行う必要があります。

警察では、被害が発生した直後から、捜査員等の被害者や御遺族に初めに接する職員が初期的な支援を行いつつ、私のような犯罪被害者支援室員が並行して支援を行うという形になります。

まず被害者支援室では、事例のような場合は、御遺族に対して自己紹介を行って、今後の手続の流れとか、被害者支援室で行うことのできる支援等について説明を行います。例えば、被害者がなぜ亡くなったのかを解明するためには、司法解剖が必要になります。司法解剖の必要性については捜査員が説明を行い、御遺族に同意をいただく形になります。その際、被害者支援室では、例えば事情聴取の付添い、司法解剖後の御遺体の修復、搬送の手続、あとは亡くなられた被害者の方と御家族が対面する際の付添い等を行っています。

またマスコミが御遺族宅やその御近所宅等を取材することも考えられます。マスコミ対応をどのように行うのかということについて、御遺族の意向を確認しながら支援をしていくことも、被害直後には大切な支援の1つとなります。御遺族はマスコミからの取材を受けること自体初めてのことが多く、精神的な負担となります。そのような際に、例えば、記者が自宅を訪問した時、電話がかかってきた時にはどのように対応するか。遺族としてのコメントを出すのか、出さないのか。出すとすれば、どのような方法で何を出すのか。マスコミ対応のための弁護士を依頼するかどうかなど、そういったことを御遺族の意向を踏まえながら、どのような方法が考えられるのかを提案して確認をしながら対処しています。

このような中で御遺族の方は、葬祭業者を決めて、どのようなお葬式にして、誰を呼ぶのかなどを決めていって、御葬儀の準備を行っていくことになります。御葬儀の準備自体に警

察が携わることというのはほとんどないのですけれども、例えば故人が大切にしていたものをお供えしたいとか、そういった御要望があれば、警察としてもできる限り御要望に応えるようにしています。

御葬儀の会場にもマスコミの取材が来ることがあるため、マスコミの取材を希望されない場合は葬祭業者とか葬祭会場の管理者に御遺族の説明をして、対応を考えるということもあります。

御遺族の方は、被害直後には現実感のないままに様々な手続や捜査への協力に迫られることが多いのですが、御遺族の抱える困難さというのは非常に多岐にわたるので、警察という1つの機関だけで支援できるものではありません。

先程、寺輪さんからもお話がありましたし、この後、各先生から具体的にどんな困難があるのかについて御紹介があると思いますけれども、犯罪被害者等早期援助団体や行政機関で行うことのできる支援等について説明を行って、御遺族の同意を得て、各機関と連携をしながら支援を行っていくという形になります。

<尾崎氏>

ありがとうございます。

登坂さんからお話いただいたように、犯罪被害者支援には関係機関の連携が重要であるといえます。

では、実際にどのような連携がとられているのかについて、それぞれの御所属の機関を含めた連携体制について、御説明をいただきたいと思います。

木本さん、林さん、登坂さんの順でお願いいたします。

<木本氏>

神奈川県の体制ですけれども、神奈川県と神奈川県警察、それから民間の被害者支援センターで三者一体となって、「かながわ犯罪被害者サポートステーション」という窓口を設けております。そこで県民への支援を行っているわけですが、サポートステーションには警察が入っておりますし、被害直後からの支援ということで、登坂さんがおっしゃったようなこととですとかカウンセリングとか、そういった支援を行っております。

資料には「県を補完する」と書いてありますが、市として、被害者等の生活上の支援を行う形で、一定の役割分担を行っております。もちろん重なる部分というものもございます。そういったことを意識して連携をしております。

連携においては、このサポートステーションだけではなくて、市内の関係機関、例えば弁護士会ですとか、法テラスですとか、男女共同参画センター、医療機関といった被害者支援に関係する部署とは、適宜連絡を取るなどして、被害者等の同意に基づいてということですが、必要な情報交換を行うといったことで、漏れのない支援を目指しております。

また、当然ですけれども、市の内部でも関係部署とか、横浜市は政令市なので区役所があ

るのですけれども、そういったところとも連携をとりながら、どこを起点としても被害者等が必要とするサービスを受けられるように、またそのつらい被害に遭った出来事を繰り返してお話しなくて済むように、スムーズな庁内連携を目指しております。

<林氏>

先程、犯罪被害者支援センターが警察から情報提供を受けるというお話をさせていただきました。刑事手続に関して、警察、検察庁等と連携をしておりますけれども、岐阜県では令和3年に県の犯罪被害者等支援条例が制定されたことにより、新たな被害者支援の仕組みができております。

その1つが、スライドにお示しました、岐阜県犯罪被害者等支援調整会議です。警察からの情報提供等で支援センターが支援を始めますが、支援員が被害者の方と実際に会って話をしていく中で、様々な困りごと、また求めておられること等を聞き取り、その状況によって支援調整会議を計画します。もちろん、これは支援調整会議の役割を被害者の方に説明して同意を得ることが前提です。支援調整会議には、県、警察、支援センターのほかに被害者の支援に関連する機関がある場合は、その機関も参加します。例えば、市町村の福祉担当課や児童相談所等です。

会議では、まず支援センターからケースに関するアセスメントが報告され、今後の支援の方向性やそれぞれの機関が行うことの確認・調整が行われていきます。まだまだ始まったばかりで十分機能していない面も課題としてはありますけれども、個別の事件について一堂に介して話し合う場があることで、必要な支援、それから利用できる制度の判断等が、スピード感を持って進むことが期待されています。

<登坂氏>

埼玉県では、埼玉県警察と埼玉県の犯罪被害者支援担当課と早期援助団体である埼玉犯罪被害者援助センターの3つの機関が同じビルのワンフロアに集まって、「彩の国犯罪被害者ワンストップ支援センター」という名称で活動しております。3つの機関が1つの場所にあるということが、埼玉の大きな特徴かなと思います。

犯罪の被害に遭われた方は、何をどこに相談をしていいのか、これは警察に相談するのか、県に相談するのかというのが分からない場合が多いと思いますが、3つの機関、どこへ御相談いただいても情報提供の同意が得られれば、ワンストップで支援を受けることができます。それぞれの機関には特色があって、警察は被害直後からの早期の支援、電話相談やカウンセリング等を行っています。援助センターでは、裁判所等への付添い支援や弁護士相談、カウンセリング等を行っています。県では、公営住宅への優先入居の説明や、市町村や関係機関との連絡調整等を担っていただいています。

それぞれの機関の支援について説明をして、被害者の同意を得た機関へ情報提供を行っていますが、被害者に自分が必要とする支援を正しく選んでいただくためには、それぞれの機

関の支援内容について丁寧にまた具体的に説明をすることが必要だと思います。

このワンストップの取組をスムーズに行うためには、それぞれの機関が互いの支援内容を理解して説明ができるようにしておく必要があります。当たり前のようなのですけれども、相互の理解というのはすごく大切なことだと思っています。

<尾崎氏>

ありがとうございます。

皆様の話と少し重複するところもありますが、犯罪被害に遭われた直後の被害者は混乱の中にあるというところで、様々な問題に直面しても、どこに相談していいのか分からない状況にあるというのが実情です。

また、相談内容によっては1つの機関では対応できず、複数の機関が対応する必要がある場合もあるわけです。しかし、被害直後の混乱の中にある被害者が、やっとある相談先につながったとしても、この相談はこちらで支援します。でも、その相談はほかの機関の対応になりますので、そちらに行ってくださいと言われてしまったのでは、さらに物理的に若しくは心理的にも大きな負担になってしまいます。

今、お話が御三方からあったように、犯罪被害者に対してワンストップでの支援、つまり1つの相談先につながることであれば、そこから始まって様々な支援につながっていくという形がつくられていくということがとても重要であると思います。

ここからは事件発生からの時間の流れを、事件直後からの短期・中期的な時期と、その時期以降の長期的な時期との2つに分けて、それぞれの時期に生じる様々な問題と支援について伺っていききたいと思います。短期・中期的な支援と長期的な支援との時期の区切りというのは、おおよそ1年程度が経過したところというようにイメージしていただければと思います。

ただ、実際には被害者それぞれの方によって様々。この支援が必要となる時期は異なるということについても、御理解いただければと思います。

まずは、短期・中期的時期に被害者が抱える問題とそれに対する支援についてお話を進めてまいります。犯罪被害者が短期・中期的時期に抱える問題の1つ目としては、精神的な問題を挙げることができます。

犯罪被害によって突然家族を失い、被害者には精神的な影響が生じることとなります。今回の事例では御遺族ということになりますが、この時期に被害者や御遺族が抱える精神的な問題や、それに対する支援センターの支援について林さんに伺いたいと思います。

<林氏>

私がここでお話しするまでもなく、事件事故は毎日のように報じられております。皆様の誰もがその残酷な現実について、胸を痛められたことがあるのではないのでしょうか。茫然とする、信じるができない悲しみのどん底、感情が壊れる。どのような言葉を尽くしても、

十分に言い表すことはできないと思います。

被害による影響は心の問題だけではなく、心にも身体にも大きなダメージがあります。身体への影響として、睡眠状態が悪くなった、また食事が取れなくなることからの体調不良のほか、頭痛や腹痛、身体の痛み、倦怠感等、もちろん人によって違いはありますが、様々な不調が続きます。

そのような中、事件後にあらゆる対処を行わなければならないのは、大きな負担です。先程の寺輪さんのお話の中にもたくさんそのようなエピソードが語られておりました。

心の面では、急性期の混乱状態から少し時間がたつと落ち着いていくのかということ、そうではありません。直後にはなかった新たな精神的なダメージがあります。例えば、今回の事例では、被害現場に住んでいた被害者の母親が、自分を責める気持ちを持ったり、妻が周りからこどものために頑張れと励まされ、自分の気持ちを理解してもらえないと孤立してしまったり、裁判で事件の詳細が分かり、加害者や加害者の家族に対して怒りを感じたり、闇バイトがはびこる世の中に対する不信を感じたり、月日の経過があっても被害者の苦しみは続きます。

支援員は面接や関係機関への付添い等を行いますけれども、被害者の方と関わっていく中で、心身への配慮を忘れず、思いやりの言葉がけをして安心してもらえよう心を尽くします。心療内科の受診をためらう人も少なくないため、これ以上身体を壊さないようにというような助言をして内科受診を勧めることもあります。

また、今回の事例では、被害者遺族への支援という1つのパターンのものと捉えるのではなく、被害者の母親、被害者の妻に対してのそれぞれの心情に配慮した支援が求められます。支援担当者を母親、妻それぞれに分ける配慮も必要であると感じています。

<尾崎氏>

ありがとうございます。

被害直後には、混乱の中にあるという犯罪被害者が、時間が経過していくとともに、精神的苦痛や不安、気分の落ち込み等を抱えるようになっていくということですが、そのような状況に置かれる犯罪被害者に対して被害者支援センターにいらっしゃるような専門的知識がある方が寄り添うということで、心の安定につながっていくのではと思われます。

犯罪被害者が短期・中期的時期に抱える問題としては、生活上の問題も挙げられると思います。例えば、今回の事例では、男性が亡くなったことによって収入が途絶えるということになります。このことによって残された家族には、経済的な影響が及ぶことも考えられるでしょう。

このような状況に置かれた被害者に対して、まず警察ではどのような経済的支援を実施しているのでしょうか。登坂さんに御説明をお願いいたします。

<登坂氏>

まず、犯罪被害給付制度が挙げられます。これは、故意の犯罪被害によって亡くなられた被害者の御遺族や、犯罪被害により身体若しくは精神的に障害が残った犯罪被害者に対して犯罪被害者等給付金が支給される制度となっています。

給付金の種類には犯罪被害者の御遺族に支給される遺族給付金、犯罪行為によって重傷病を負った場合に支給される重傷病給付金、障害が残った場合に支給される障害給付金の3種類があります。今回の事例の場合は、遺族給付金が対象になると思います。

給付金の対象者や給付される範囲等については、いずれも法律によって定められています。

また、警察における経済的支援としては、捜査に必要な診断書、診察の際の初診料、性犯罪の被害に遭った場合の緊急避妊費用や性感染症の検査費用等を公費により支出しています。

犯罪被害による精神的ショックに関する相談については、警察の部内カウンセラーによるカウンセリングを受けられるほか、医療機関等におけるカウンセリングの費用についても公費により支出をしております。

<尾崎氏>

ありがとうございます。

今回のこの事例の場合、経済的な影響だけでなく、日常生活の様々な場面においても、被害者に影響が及ぶことが考えられます。男性が亡くなり、残された御遺族に生じる生活上の問題と、これに対する自治体による支援について、横浜市の木本さんに伺いたいと思います。

<木本氏>

この事例の場合ですと、生計の中心を担っていたのは A さんですので、亡くなったことで、パートを妻はやっているということなのですけれども、家計収入がかなり減りまして、亡くなったということで、これは被害とか病気に関係はありませんけれども、口座が一旦凍結されたりする。そうすると手持ちに現金がないと葬儀費用とか、それから当面の生活にも差し障ることがあろうかと思います。

そうした中で最初に関わる警察とか、民間支援団体による支援を行う中で、自治体ができるのかといったことを確認しながら、支援をしていきます。具体的には、例えば既存のいろいろな福祉保健制度の活用とか、それから様々な手続のお手伝いということでケースによりましますけれども、例えば健康保険を変更するとか、遺族年金を申請するとか、それからこの事例だといわゆるひとり親になりますので、ひとり親家庭に対する様々な福祉制度がございますので、そういった手続に対する支援というのが考えられるかなと思います。

実際に役所の窓口ですとか、関係機関に付き添うといったこともいたしますので、犯罪被害に遭われた方、遺族がたらい回しにされることなく、各窓口につながることができれば、

それは負担軽減になるかなと思います。

それと被害者等に特化した支援として、今各地で支援金や見舞金といった経済的な支援があります。犯罪被害者等給付金は非常にいい制度なのですが、ちょっと支給までにお時間がかかるという面もありますので、自治体のこういう支援金というのは比較的速やかにお出しできるというところが一番大きなメリットになります。

金額は残念ながらそんなに大きなものではないのですが、ひとり親となった妻にかかる家事とか育児上の負担軽減ということで、横浜市の場合であれば配食サービスですとか、ホームヘルパーを利用した場合の費用の助成とかそういったことが考えられます。

ただ、あくまで今申し上げたのは横浜市の例ですので、今現在では全ての自治体にこういった制度があるわけではないということで、それは今後の課題かなというように感じています。

<尾崎氏>

ありがとうございます。

今、お話があったように、犯罪被害者が抱える生活上の問題解決というのは、既存の制度の活用も期待されるわけですが、それだけでは十分ではない場合もあることから、犯罪被害者を対象とした特化した条例等をつくって、制度をつくっていく、充実させていくということも重要であると言えます。

それだけではなくて、自治体ということであれば、日本には1,700を超える市区町村があるわけですが、そのどこに住んでいる方が被害に遭っても同じように支援が受けられるということも、先程の寺輪さんのお話にもありましたが、どこに住んでいても同様の支援ができるような体制を全国で充実化していくということも重要であると言えます。

もう1つ、先程の木本さんのお話でたらい回しになることなくというお話もありましたが、役所の中でワンストップ、これは福祉課で、これはこども政策課でというふうに、被害者が足を運ぶのではなくて、1か所に被害者が行けば、そこで支援につながっていくという体制を図っていくということも、また大切なことだなというように考えられます。

今回の事例では残された7歳と4歳のお子様たちへの影響というものも様々にあると考えられます。まず、このこどもたちにお父さんの死を伝えなければならないというところから、始まるかなと思いますが、伝え方等、御遺族にとってはつらく難しい問題となることが考えられます。

この点につきまして、埼玉県警の登坂さんに伺いたいと思います。

<登坂氏>

被害のことを最初に誰からどのように知らされたのかというのは、その後に事件をどのように受けとめていくのかについて非常に大きな影響を及ぼします。被害者の死をどのように伝えるのかという、いわゆる死の告知というように言われるものについて考えなければ

ならないと思います。実際に、こどもに対して事件をどのように説明したらいいのかというのは、多くの遺族の方が迷われています。

先程、初期的な支援の中で、葬儀の準備等における支援について説明をしましたが、その際にこどもたちに事件のことをどのように説明するのかという相談を受けることもあります。お子さんの年齢であるとか、年齢による理解度の差であるとか、あと事件の内容や、家族の考え方によって、どのように伝えるのか、誰から伝えるのかは実は様々です。

原則は被害に遭って、分かっている事実について説明をします。この事例の場合では、被害に遭ってお父さんが亡くなったなど、分かっている事実についてきちんと説明をした上で、「周りの大人は急にいなくなるんだよ。」「こどもたちの側にいるんだよ。」「あなたのそばにいるんだよ。」ということを伝えて、こどもたちに安心感を与えるということが大切かなというように思います。

お子さんの場合は大人が思っている以上に周りの大人の変化に敏感です。その変化の原因を自分の側、「自分が悪いのかな?」というように原因を引き寄せて考えがちですし、事件のこととか、自分が心配していることを周りに話してはいけないというように思い込んでいたり、うまくお話ができなくて、体調の変化に現れたりということがあります。

このようなことを御遺族に説明をした上でお子さんに説明するタイミングや、お子さんは誰と一緒にいたら安心できるのだろうかとか、お子さんに体調の変化が現れた時にはどのような対処をしましょうかということについて、相談を受けることも支援の1つだと思っています。

<尾崎氏>

ありがとうございます。

今、最後にお話のあったように、やはりお子さんたちがお父様の死を知ることによって、心に大きな影響を受けるというのは当然のことだと思います。このあたりについて、今度は支援センターの林さんに伺いたいと思います。

<林氏>

今回の事例で、妻は夫、こどもの父親がいなくなって、こどもたちと自分3人で生きていかなければいけないという現実と直面します。夫を亡くした喪失感で大変な状況ですが、同時に母親としてこどもに今どんな影響があるのか、自分はどうか接したらいいのか、将来にどんな影響が起こるのかなどに対しても心配な気持ちがあります。けれども、心配だけれども、どうしていいのかわからない状況です。

今よく言われているトラウマインフォームドケア、トラウマがあるかもしれないという視点でこどもの言動を理解するというのが大切なのですが、母親が自らそういう視点を学んでこどもの言動を理解する、こどもへ適切な対処をするということはなかなかできることではありません。

面接や関係機関への付添い支援等の折に支援員が、こどもの生活の状況等の話題を出して、心身の影響がどのような言動に表れてくるのかなどを説明することがあります。ただ、口で説明するだけでは、普段より集中力の落ちている母親に伝えるためには不十分ですので、分かりやすく書いた資料等、いつでも思い出した時に見てもらえるようなものを手渡すようにしています。

<尾崎氏>

ありがとうございます。

今のようなお子さんたちが抱える精神的な心理的な影響というところへの対応というのが1つありますが、そのほかにも子どもたちには様々な影響が起こると考えられます。

例えば、お子さんたちの被害後の居場所の問題というものも挙げられます。事件が起こった後、被害者や遺族は様々な対応のため、子どもを一時的に預かってもらう必要があるということも考えられます。

また被害後、子どもたちは学校や保育園や幼稚園をお休みするということになる場合も多いと思います。通学や通園をその後再開するということになれば、その通学先、通園先の理解や協力も必要になってくるかと思っています。

これらの問題と支援について、横浜市の木本さんに伺いたいと思います。

<木本氏>

この事例の場合ですと、長女が7歳小学生、長男が4歳幼稚園ということなので、学校、幼稚園に行けていれば、それはそれで良いですが、そうでなかった場合に、例えば警察や検察での妻の事情聴取とか、それからいろいろな手続を行うに当たって、どうしても預け先が必要だということはあるかなと思います。

これも自治体によって違いますが、横浜市の場合、一時保育の費用助成という制度がありますので、その一時保育の施設のリストからどこだったら受け入れてくれるのかということと一緒に探して、そういった制度を利用するということもできるかなと思います。

それから子どもへの支援全般、その学校とか幼稚園に戻る時も含めて、やはり専門の機関がございますので、例えば区役所の子ども支援担当とか、児童相談所とか、それからもちろん学校ですとか、こういったところとの連携ということを非常に意識して支援を行っていくことになろうかと思っています。

実際に私どもの場合ですと、スクールソーシャルワーカーとかスクールカウンセラーとか、養護の先生と連携をとることが多いのかなというように思います。また、そういった場合に必要に応じて、その関係者とか当事者の方が一堂に集まってケース会議を開いて、誰がどういった支援をするのか、今後どういうように総合的に支援していくのかといったことで、ケース会議を開くといったような例もございます。

<尾崎氏>

ありがとうございます。

今の同じくこどもの居場所の問題と、その支援について、支援センターではどのような支援をされているのか、林さんに伺えますでしょうか。

<林氏>

先程、保護者がこどもの被害による影響に気付けるように資料を渡すというお話をさせていただきました。センターでは、保護者だけでなく、そのほかのこどもを取り巻く環境にも働きかけをする場合があります。幼稚園、保育園や学校は、こどもにとって長い時間を過ごす場ですので、そういった場での環境が被害者にとって安心できる優しく温かい場になることは、とても大切です。園や学校も配慮をしなければという思いはあっても、具体的にどのようなことが配慮になるのかについては、戸惑われる面もあるかと思います。

支援センターでは、園や学校が保護者と面談する際に付き添うという形で心身への影響や行動の変化等について、また具体的な対応等について学校に情報提供を行う場合があります。留意することとしては、保護者とお話を重ねる中で、保護者のニーズがあるかどうかを確認するということです。保護者の同意があって、依頼を受けた場合に実施をいたします。

こどもの心情への配慮は、とてもデリケートな問題ですので、一律に進めるのではなく、ケースごとに慎重な判断が求められると考えております。

<尾崎氏>

ありがとうございます。

皆さんのお話からもあったように、お子さんが抱える様々な問題というものも事件後にはあるわけですが、大切なのはお母様とお子さんとは感じ方が、被害に対しての価値観が違うということももちろんそうですし、御兄弟が2人いても、そのそれぞれがその被害の捉え方が違ったり、受け止め方が違ったりということで、一人ひとり異なるのだということも踏まえて支援に当たっていくということが大事なのではないかなと思います。

次の話題に入ります。今回の事例では、もう1人支援の対象となると考えられる方がいらっしゃいます。被害現場となってしまったおうちに住んでいた男性のお母様への支援です。そして影響について考える必要があります。

例えば、御自宅が被害現場となってしまうので、被害が発生した直後から住むおうち、居住の問題というものが生じることも考えられます。これまで様々な被害に遭われた方のお話を私もお聞きしてきましたが、被害に遭われた後、親族の家や知り合いの家等に身を寄せられたという方も少なくありません。

しかし、全ての方がそのように知り合いや親族のところに身を寄せられるという状況にあるわけでもありません。このような居住の問題を抱えた被害者に対して、まず警察ではどのような支援をされているのか、登坂さんに伺いたいと思います。

<登坂氏>

今回の事例では、事件が起きた場所が被害者のお母様の住居でありますので、そうしますと、警察の捜査とか事件の痕跡等から、お母様がすぐに自宅に戻ることができないということが考えられます。例えばお母様の住居とか被害者の自宅、亡くなられた A さんの自宅周辺にマスコミ等の取材が殺到しているということも考えられ、実際にすぐに自宅に戻ることができない場合も多いと考えられます。

そのような場合、警察では一時避難先としてホテル等を確保して、その費用を負担するという制度を設けております。また、警察の捜査が終わった後でも、例えばその事件の痕跡等が残っていて、自宅に戻って生活することができないという場合には、ハウスクリーニングを行うこともあり、そのハウスクリーニングの費用についても、警察で公費負担をする制度というのがございます。

<尾崎氏>

ありがとうございます。

同じく居住の問題を抱えた被害者に対して、自治体の支援としてはどのようなものがあるか、木本さんに伺えますでしょうか。

<木本氏>

被害直後のその現場の問題だったり、マスコミだったりというのももちろんありますし、あと何よりも大切な家族がここで亡くなった、殺されたというところで住み続けるという多分、精神的な困難さもあるかなと思います。

恐らく多くの自治体で、公営住宅の一時利用とか、それから入居にあたっての抽選の優遇措置とか、そういった制度支援を行っているところは結構あるかと思います。横浜市の場合ですと市営住宅の目的外使用ということで1年間という限定で一時入居することが可能です。

ただ、この方の場合ですと A さんが母親のところに行っていたということで、何らかの支援を行っていたとすると、家族の支援が結局これまで通り受けられないということも考えられ、一人暮らしが難しくなるかもしれません。そうなると、例えば施設入所ということも可能性としては出てきますので、あるいはいろいろ高齢者介護保険の利用等も考えられますので、区の高齢者支援担当とかケアマネージャーさん等と連携してこういった支援が必要かということと一緒に考えていくことになろうかなと思います。

<尾崎氏>

ありがとうございます。

ここでは、お母様の抱える問題として居住の問題のみを取り上げてみましたが、当然、こ

のほかにも心理的な影響や生活上の影響等、様々な問題を抱えられることも考えられます。支援の内容については、先程までのお話と重なりますので、省略させていただきますが、一人ひとりのニーズに合わせて支援が行われるということになると思います。

先程のこどもへの支援のところでも話しましたが、大切なのは同じ事件の遺族や被害者でもそれぞれが抱える問題は異なるということです。必要となる支援ももちろん、誰かの助けが必要なのか、それぞれは一人ひとり違うはずです。それは先程も言ったようにお子さんの年齢であったり、もちろん一人ひとりの性格であったり、受け止め方もそれぞれ異なると思います。それぞれのニーズを酌み取ってそれぞれの立場に立った支援を行うということが重要であると言えます。

次のお話に進みます。短期から中期的な時期に、犯罪被害者が抱える問題としては、刑事裁判等、裁判との関係が考えられます。今回の事例では、加害者が逮捕されたとなっております。したがって、その後、刑事裁判が開かれるという流れになります。

刑事裁判が開かれる時期というのは、その事件によってケースバイケースというところもございますが、ここでは短期・中期的な時期、1年以内の時期として扱っていきたいと思います。まず、逮捕から刑事裁判に至る手続について埼玉県警の登坂さん、説明をお願いいたします。

<登坂氏>

今回の事例の場合は、被疑者が当日に逮捕されています。被疑者が逮捕されると、48時間以内に検察庁に送致されます。その後も警察と検察庁による捜査は続いて最長20日間勾留が続きます。捜査の結果、検察官が裁判にかけることを決定することを起訴といいます。起訴されて裁判が始まると、被疑者は被告人と呼ばれます。

この事例の場合は裁判員裁判という国民の皆さんから選ばれた6人の裁判員の方が刑事裁判に参加して、3人の裁判官と一緒に被告人が有罪か無罪か、有罪の場合はどのような刑にするのかを決める裁判が行われます。この事例の裁判においては、御遺族が被害者参加制度により刑事裁判に参加することができます。これは御遺族が公判の開かれる日に出席をして、被告人に対する質問を行うなど、刑事裁判に直接参加をすることができる制度です。

そのほか、被害者のための制度として、刑事手続において犯罪被害者等の氏名が明らかにならないように保護する制度や自分の気持ちを法廷で述べることができる意見陳述制度等があります。裁判では検察側、被告人側が様々な証拠を出し、審理が行われて最終的に裁判官が判決を言い渡すということになります。刑事手続の説明は以上です。

<尾崎氏>

ありがとうございます。

では、今御説明いただいたような刑事裁判においては、どのような支援が行われているのか。また、関係機関がどのように連携をしているのかについて、支援センターの林さん、そ

れから横浜市の木本さんに伺いたいと思います。

<林氏>

今、登坂さんの説明にありました刑事手続の流れでいきますと、支援センターは多くの場合、検察庁の送致後から裁判までの刑事手続に関わる支援を行っていきます。

内容は1つ目に刑事手続に関する情報提供や関係機関とのやりとりのコーディネートで、2つ目に検察庁や裁判所への付添い支援です。

1つ目の情報提供やコーディネートというのはどういうことかについて説明をしたいと思います。刑事手続は、被害者が裁判に立ち向かう心身の準備ができるまで待っていてはもらえません。手続が進む中、被害者の心情とのギャップを少しでも埋めるためのサポートを行います。被害者にとっては、今まで関わりのなかった機関とのやりとりは先のことが分からず、不安なものです。裁判自体、よく分からない状態で「被害者参加できます。意見陳述をしますか。証人として出廷してもらうかもしれない。」と言われてもよく分からないままに、その時の気持ちで裁判に関わりたくないというような判断をしてしまうかもしれません。法的な手続についての知識を得て、納得して自分でどうするかを決めていくことをお手伝いしたいと考えています。

法律相談を希望される場合は、被害者支援に詳しい弁護士相談のコーディネートを行います。これからの流れを説明したり、裁判の前には裁判の流れを説明したりすることを重ねていくことで、被害者の方たちが亡くなった人のためにできることをするのだという気持ちに変化していくことが多いと感じています。

2つ目は付添いです。裁判前の検察庁での打ち合わせに付き添ったり、裁判所で行われる裁判に付き添ったりというサポートです。とても傍聴する気持ちになれないということもあります。そのような場合は、支援員が代わりに公判を傍聴して報告するという代理傍聴の支援を行っています。

<木本氏>

林さんがおっしゃった付添い支援というのは、多分ほとんどの支援センターがやっていらっしゃると思いますが、実は自治体の総合的対応窓口でもこういった支援はやろうと思えばできますし、横浜ではもちろん全部ではないのですけれども、やっていることもあります。

例えば付添い支援もそうですが、もしかすると自治体の方によっては、「それは支援センターの役割でしょう。」とお感じになっている方がいらっしゃるかもしれません。ただ、それこそ先程の寺輪さんのお話の中で受け皿がたくさんあった方がいいし、選択できる方が良くとおっしゃっていたかと思いますが、例えば付添いをする人が、嫌な言い方かもしれないけれど、合う、合わないがあると思います。あるいは男性がいいとか、女性の方がいいとかもあると思うので、やはりそういうところは積極的に自治体の方も一緒にお手伝いでき

るのかなというように感じています。そういった重複して支援できるのも、連携支援の1つのメリットなんじゃないかと思っています。

それから横浜市の場合、弁護士による法律相談の無料提供ということがありますが、横浜で特徴的なのは、民事における損害賠償請求に関する相談等もこの法律相談で行うことができますので、そういった意味で自治体としての法律相談の役割というものもあるのかなと感じています。

<尾崎氏>

ありがとうございます。

人生で初めて裁判というものに関わることになってしまったという被害者の方が多くいらっしゃると思います。全く分からない、慣れていないというような裁判の場においては、当然被害者の方にも精神的にも肉体的にも負担が大きいものだと思います。したがって、様々な機関が支援をする、それらが連携していくということは、非常に重要なことであると言えると思います。

では次にまいります。被害からおおよそ1年以上が経過した後、長期的な時期に至った場合、犯罪被害者の方が抱える問題、そしてそれに対する支援についてお話を伺っていきます。

まずは被害から長期間経過した後での精神的な影響についてです。被害から時間が経過して多くの場合は裁判が終了したあたりでしょうか。その頃についてですが、被害者や御遺族はどのような気持ちで生活をしていらっしゃるのでしょうか。

林さんに、この時期の支援センターの関わりも含めてお話しいただきたいと思います。

<林氏>

センターの支援は、刑事手続に関わる大きなウエイトを占めています。けれども、裁判が終わったら支援が終わるということではなく、その後も必要に応じてつながりが継続していきます。

今回の事例では、裁判において、例えば被告人が保身のための弁解をしたり、被害者に落ち度があったかのような発言をしたりなど、遺族にとってはつらく苦しい時間となります。また、どのような判決が下ったとしても、納得のいくものではありません。被害者の方のお話を聞いていると、裁判とは何かの解決がもたらされるものではなく、1つの通過点なのだと感じます。

心情面では、事件直後から変わってしまった自分が、これからどのようになっていくか見通しもなく、ずっと過ごしてきて、そして時間がたてばたつほど事件前のような生活に戻ることはできないということに気付いていくこと、「一生被害者をやめることはできない。」「被害者である自分と共に生きていく。」というような思いを持たれる方も多いと聞きます。回復するとか立ち直るという言葉は当てはまらないのだと支援員として強く感じます。

センターが裁判後に行う支援としては、被害者通知制度に関わるものがあります。被害者

通知制度というものがあって、今回の事例では加害者の刑務所での処遇状況の通知を受けたり、仮釈放に関する通知を受けたりすることができます。また、出所後に再被害の心配のあるケースでは、警察の再被害対象者制度の利用も考えられます。

センターではこのような制度の説明をしたり、付添いをしたりします。被害者の方にとってのセンターは、「不安や疑問等が起こった時に相談に乗ってくれる人がいる場所」なのではないかなと考えています。

<尾崎氏>

ありがとうございます。

では、この時期の自治体との関わりについてはどうでしょうか。木本さんお願いいたします。

<木本氏>

御遺族のお気持ちへの支援ということであると、被害直後にはもちろん、悲しみの中にはありますけれども、やらなきゃいけないこともいっぱいあるので、気丈に振る舞って何とか気持ちが張り詰めていたけれども、裁判が終わって一区切りとなった時にガクッと落ち込んでしまうという方は大勢いらっしゃると思います。そういったうつ病ですとかPTSDといったような精神疾患で苦しむことがある場合には、先程申し上げた無料のカウンセリングの提供ですとか、精神科や心療内科の医療機関の御案内、付添いということも含めて、そういった支援もあるかなと思います。

それと被害者や御遺族が望まない場合もありますので、ケースバイケースですけれども、一応私どもの方で心がけているのは、事件発生日の前後はいわゆる記念日反応というのが起きやすいです。気持ちがすごく動揺してしまうということがあるので、命日等にはできるだけこちらからお電話とかお手紙とか、場合によっては面接相談の場を提供することで、「その後いかがですか?」「お気持ちどうですか?」といったような、こちらからお声がけをさせていただくということを心がけてやっております。

<尾崎氏>

ありがとうございます。

長期的な被害者への精神的な支えとしては、そのほかにも同じような経験をされた被害者や遺族が集まって交流し、つらい胸の内を語り合ったり、情報共有をしたりということで、互いに支え合ったりといった活動を行っている自助グループといわれるものがあります。

このような被害者自身が運営をされている自助グループがたくさんあるわけですが、このようなグループが活動するに当たっても各機関や団体が場所を提供したり、様々な活動の支援をしたりというようなことができれば、それは重要な支援になっていくのではないかなと思います。

さて、ここまでは被害を受けた後から、被害者や遺族に生じる様々な問題について、警察や自治体、被害者支援センターによる連携した支援についてお話をいただきました。しかし、被害に遭われた方が住み慣れた地域で、安心して、それから生活していく上では、専門的な支援に加えて、それだけではなく、友人や職場の上司、同僚、こどもであれば友達というような周囲の理解や支えというものも当然必要不可欠であると言えます。とはいえ、自分の友人や周囲の方が犯罪被害に遭ったという場合に、何か支援をしたい、何かしたいけれども、被害者や遺族にどう接して良いか分からないという方も少なくないと思います。そのような理由で二の足を踏んでしまうという方もいると思います。

では、犯罪被害者は周囲の方がどのように接することを望んでいるのでしょうか。また、逆に周囲のこういった言動に傷つくこと傷つくことがあるのか、それぞれについてお話を伺っていききたいと思います。

まずは木本さん、お願いいたします。

<木本氏>

被害者やその御遺族によって、また被害に遭ってどのぐらい時間が経過しているのかということによって多分違うとは思いますが、私が今までお会いした被害者や被害者御遺族の方のほとんどは、今まで通り接してくれるということを希望する方が多いかなと感じています。

ただ一方で、その周囲の方が被害者や御遺族に気を遣いすぎるあまり、なかなか話しかけることができないことで、被害者御遺族が孤立してしまうという問題があるのかなと感じています。

また、時間が経過すると、最初はそれなりの配慮をしていた周囲の方が、いまだになかなか様々なことに対応せざるを得ない被害者御遺族に対して、配慮に欠ける言動をしてしまうといったこともあります。例えば、いつまでもくよくよしていると亡くなった方は浮かばれないとか、そんなことをお聞きすることがあります。そういった時に、御遺族の方が孤立していると、身近に相談できる相手もいなくて、つらい思いをすることになります。それが職場であった場合ですと、つまり職場の上司とか、同僚等の理解がないと仕事を続けるということが難しく、結局退職をするとか、ほかの仕事を探さなければいけないとか、そういったことに陥る場合もあるかなというように思います。

<尾崎氏>

ありがとうございます。

シンポジウムに御参加いただいている方から、事前にいただいた質問の中で、今お話しいただいた職場で犯罪被害者が置かれる立場というものに関するものがありましたので、ここで抜粋して読ませていただきます。

「被害当事者です。被害から約20年が経過しましたが、体調が安定せず、仕事を退職せ

ざるを得ませんでした。途切れのない支援の中には、当事者が仕事を継続できることも入ると思います。しかし、実際には職場での二次被害は大きな傷をもたらします。どうしたら、当事者が経済的困窮に陥らずに職場の理解を得て仕事を継続できるのか、御検討いただけると幸いです。」

引き続き、木本さん、お話しいただけますでしょうか。

<木本氏>

ここでいう二次被害というのは、先程お話があった、なかなか理解が得られずに心ない言葉をかけられるとか、そういったことを指していると思いますが、やはり、まずそういった被害に遭った方、御遺族の方が被害後にどういった困難に直面して、どういった心情にあるのかといったことをきちんと理解していただくということが必要で、そのためには、やはり啓発活動はすごく大事なのかなというように思っております。

可能であれば、例えば、職場ごとにこういった犯罪被害に関する職員研修を行うとか、そういうことが本当はできると望ましいのかなと思います。また、国が推進している犯罪被害にお遭いになった方の休暇制度というのがありますが、なかなかこれが進んでいないという状況の中では、こういった制度面を今後進めていくといったことも大事なることかなというように感じています。

<尾崎氏>

ありがとうございます。

被害から時間が経過しても、なかなか様々な事情で、被害者が仕事をお休みされなければならないということがあるわけです。そのような被害に遭われた方に、職場への理解が深まることや、今お話しいただいた休暇制度等の導入が広がっていくということが1つ、今後の仕事が継続できる、被害に遭われた後も、仕事が継続できるような社会をつくっていくというようなところにつながるのかなと思います。

さて、改めまして、犯罪被害者は周囲の方がどのように接することを望んでいるのか、という先程のお話に戻りたいと思います。次に登坂さん、お願いできますでしょうか。

<登坂氏>

周囲の方の支えについてですが、私はこれまでの被害者の方との関係性の延長線上で、自分に何ができるのかというのを考えて、被害者の方に支援を申し出てほしいなと思います。支援というと、専門家が何か専門的なことを行うみたいなイメージがあるかもしれませんが、そういった支援以外にも御遺族の方が困っていることは非常にたくさんありますし、周囲の方だからこそできる支援がたくさんあると思います。

特に被害直後には、困っていることはたくさんあるけれども、誰に何をお願いしたらいいのかということ自体が分からないということが多いと思います。周囲の方が支援を申し出

る時に、何かやりましょうかという漠然とした申し出というよりは、例えば、幼稚園のママ友さんであれば、幼稚園のお迎えを申し出てみるとか、パート先の友人の方であれば、仕事の穴埋めを申し出るとか、ごみ出しを手伝おうかと声をかけてみるとか、自分ができることを具体的に申し出ると、被害者の方もお願いしやすいのかなと感じます。

<尾崎氏>

ありがとうございます。

林さんにもお話ししていただけますでしょうか。

<林氏>

年月がたって、被害者の方が表向きは仕事をこなし、普通に暮らしているような方もいらっしゃると思いますが、そういう方に対して周りが「大変だったね。僕だったら耐えられないよ。」という言葉かけることはどうなのでしょう。その方にとっては労いの言葉だったのかもしれませんが、被害者の方は、「「大変だったね」、なぜ過去形なの？私は、みんなの前では見せていないけれど、今も大変だよ。」という思いかもしれません。「僕だったら耐えられない。」は、「耐えて生きている私は間違っているの？」という思いを抱かせてしまうかもしれません。

被害後に周りからの言動によって傷つけられることを二次的被害といいます。誰しもがそんなつもりではないのに、二次的被害を与えてしまうことになるかもしれません。それは私たち支援員も同じです。もし、身近で犯罪の被害に遭ってしまった人がいたら、周囲の人たちはどうしたら良いのでしょうか。とても難しいことだと思います。被害者の方に接することを躊躇してしまうかもしれません。

そんな時はそのままにせず、何か行動してもらえたらと思います。被害に遭った人たちに直接何かをすることでもなくとも、行動してもらえたらと思うことがあります。例えば、間接的でも、被害者の理解者になるために、犯罪被害者支援関連の記事等を調べたりして、被害者のことを知る。その上で自分にできることを考えるでもいいですし、私たちのような民間支援団体の支援センターに相談してくださってもいいと思います。

私たちは、支援センターに相談する人は本人家族、遺族だけではなくて、周りの人が相談することも大切だと考えています。自分から助けを求めるエネルギーを被害者の方は一時的に失ってしまいます。そのような方たちが支援につながるためには、周りの人がセンターに相談して、それを被害者の方に伝えるという流れもあると考えています。

<尾崎氏>

ありがとうございます。

では、ここからはシンポジウム参加者の方から事前にいただきました御質問にお答えしていきたいと思います。また、抜粋して読ませていただきます。

「犯罪被害者の苦しみ、困ったこと、人の温かさを感じたこと等のお話を聞かせていただく機会があると、みんなで支えようという気持ちになり、いざという時にできるのかなと思います。早い段階というか、若い時からそんな機会があるといいと思いますが、どうでしょうか。」

この御質問については、埼玉県警の登坂さんにお答えいただきたいと思います。

<登坂氏>

警察では、命の大切さを学ぶ教室という取組をしております。これは犯罪の被害に遭われた方や、その御家族、御遺族等に御協力いただいて中学校・高校に出向いて、被害による心の痛み等について講演を行い、命の大切さについて生徒さんに考えてもらうという取組になります。この御家族、御遺族の方は、例えば、殺人事件でお母様を亡くされた御遺族であるとか、交通事件でお子さんを亡くされたお母様であるとか、全国でいろいろな方に御協力をいただいてこういった取組を進めております。

また講演を聞くだけではなくて、生徒さんが自分のこととして深く考えてもらうために作文を書いてもらうという取組も行っています。本日、「大切な命を守る」全国中学・高校生作文コンクールの表彰式がありましたけれども、このコンクールは命の大切さを学ぶ教室の受講者を含めて、命の大切さについて考えた作文を募集して、優秀作品を表彰するコンクールになっております。

このように早い機会から犯罪被害者の方への配慮とか、そのお気持ちについて考える機会があると、社会全体で被害者を支えていこうという気持ちが広がっていく取組になるのかなと思います。

<尾崎氏>

今回の事例におきましても、2人のお子さんが御遺族にいらっしゃるという形になっておりましたが、犯罪被害者に対する周囲の支えというのは、大人だけでなく、こども同士の関係にも必要であると思います。そういう意味で、こどもたちの様々な教育コースに取り組むということはとても大事なことだと思いますし、また成長して大人になったこどもたちが社会をつくっていくということを考えれば、こどもに対する教育を通じて犯罪被害者を支える社会が成熟していくということも期待されるのではないかと考えています。

犯罪被害に関する正しい理解を広め、偏見をなくすというところでも、学校教育というのは重要であって、これが道徳とか総合学習とかという形での取組が広がっていくということが望まれるというように思っております。

では、時間の都合で御質問をもう1つ。最後になってしまいますが、抜粋して読ませていただきたいと思います。

「昨今、痛ましいニュースや悲しいニュースを目にする機会が増えたような気がします。ある日、突然、被害者の立場に立たされた際、心身ともに参ってしまう気がしてなりません。

今のうちから何か考えておくべきことはありますか。」

おっしゃる通りで、犯罪被害というのは、ある日突然遭遇するもので、それは誰にでも起こり得るものだと言えます。ここまでパネリストの皆様にお話しいただいたように、そのような状況で混乱の中にあっても、一番には十分な専門的な支援が受けられる体制が整っていることが重要であるということは間違いありませんが、その一方で、私たちが普段から犯罪被害を身近なものとして考えておくということもとても大切なことだと思います。

この御質問につきまして、林さん、お答えいただけますでしょうか。

<林氏>

自分も突然被害者になるかもしれない。これは当たり前のことで、恐らく誰しも、この言葉を聞いたら否定する人はいないと思います。けれど、なかなか身に迫ったこととして考えることができないのが私たちです。

この質問の方はそれを真剣に考えてくださっています。私たちは、例えば、車が故障したら、どこに電話するとか、電車で忘れ物をしたらどうするとか、身近な困りごとへの対応というのは頭に入っていると思いますけれど、犯罪被害に遭ったらどうでしょうか。まず警察に届けるのか届けないのか、一体これからどうなっていくのだろうか、誰に相談したらいいのかなどの事前準備はあまりできていないかもしれません。

相談先として、まず警察には犯罪被害相談窓口というものがあります。自治体には、犯罪被害者のための総合的対応窓口もあります。お住まいの地域には、民間団体の犯罪被害者支援センターがあります。名前を言いたくなければ言わなくても相談をしていただけます。被害自体がなくなるとか、被害前に戻るといった解決にはなりませんが、対応について一緒に考えてくれる場があることをまず知っておいていただけると良いと思います。

もう1つは、勇気を持って声を上げている犯罪被害者の方たちの発信を受け止めて、犯罪被害者への理解を深めることです。他人ごととして聞くのではなく、自分にも起こり得ることとして思いを寄せること、これも私たちにできることだと思います。

御質問の方のような人が行動してくださることがとても大切で、実はとても重要な人です。自分が知ったことを、自分のためにも周りの人のためにも生かしてくだされば、大きな力になっていくと思います。

<尾崎氏>

ありがとうございます。

今お話にあったように、誰もが被害に遭う可能性というのは、私たちにはあって、もう一方では犯罪の被害に遭われた、そのような被害者の方を支える周囲の人間としての立場になる可能性もあるということです。ですから、普段から被害者支援や犯罪被害者の声に耳を傾けるなど、様々関心を持つということはとても大切であると思います。本日、御来場いただきました皆様や、配信を御視聴くださっている皆様が発信者となって、身近な方に犯罪被

害者支援に関する情報を話題として広げていただくこと、林さんのお話にもありましたが、そのように広めていく1人が2人に、2人が4人に、というように関心を広げていく、情報を広げていくことが犯罪被害者を支える社会をつくっていくというところで重要ではないかと思います。

さて、今回は「途切れのない支援の実現に向けて～みんなで被害者を支えよう～」というテーマでお話をしてまいりました。最後になりますが、パネリストの皆様一言ずついただければと思います。

木本さん、林さん、登坂さんの順番でお願いいただけますか。

<木本氏>

先程、寺輪さんが御講演の中で、社会の中で孤立していない、1人ではないというのが安心感につながるとおっしゃっていました。私が申し上げたように、もし身近に犯罪被害に遭った方、御家族や御遺族がいらっしゃったら、本当に難しいかもしれませんが、できるだけ今まで通り接してくださること、そして先程林さんがおっしゃったように、自分にできることを考えていただくということが大切かなと思います。

また、どなたでも犯罪被害に遭う可能性というのはあるのですけれども、どうしてもそういったリスクを軽く見積もる傾向があるかなと感じています。まずは御自分のこととして、やはり関心を持ってもらいたいと思いますし、もう1つは最近SNS等で非常に心ない言葉で、犯罪被害に遭った方を傷つけるということが目立っております。何げない発言とか、投稿がそういった方々を深く傷つけるということがあります。そういった場合には、今一度振り返っていただいて、その御自身の言動がどうなのかということを立ち止まって考えていただけたらありがたいなというように思っております。

<林氏>

今日、木本さんや登坂さんが紹介されましたように、被害者を支援するためのいろいろな制度ができています。現実には、この制度を利用することのできない被害者の方もおられます。けれども、被害者の方の抱える困難に対して役に立つことができる制度なのではないかと思います。

その上で重ねてお伝えしたいのは、被害者の方を見守る私たちが、終わりのない、出口のない被害者の困難に思いを寄せて、そして、ずっと温かい気持ちを持つこと。困難の中、頑張ろうとしておられる姿を尊重して、ずっと見守ること。その方たちが前を向いていく力を持った人だと信じること。そういった人の気持ちの大切さです。

今日をきっかけとして、今後も被害者の声を聞くことを続けていただければと思います。

<登坂氏>

犯罪被害に遭うと、自分の周りの世界は安全だという基本的な安心感が失われてしまいま

す。この基本的な安心感というのは、人が他者を信頼して日常生活を送っていく上では欠かせない、非常に大切なものです。誰か1人が、どこか1つの機関だけが、一生懸命その人を支えていくというだけでは、この安心感を取り戻せないというように思います。様々な機関による支援、周囲の人の温かい支え等、いろいろな方向から様々な形で支援の手が温かく差し伸べられることで、犯罪の被害に遭われた方が、もう1回、周りを信頼してもいいかなという安心感が少しずつ生まれていくものだと思います。

犯罪の被害に遭ったということを、周囲の人にお話をせずに生活をしている方もたくさんおられます。もしかしたら、皆さんの周りにも犯罪の被害に遭った方がいらっしゃるかもしれません。今日のような機会を通じて、犯罪の被害に遭った人にまずは関心を寄せていただいて、自分だったらどんなことができるだろうかということをベースに考えていただくということが支援の第一歩になるのかなと思います。

<尾崎氏>

皆様、ありがとうございます。

皆様の御発言と少し重なってしまうかもしれませんが、何度も重ねてお話していることですが、犯罪被害は私たち誰でも突然に遭遇するかもしれないというものであって、その意味で自分ごととして考えることが何より大切だと思います。今回のテーマの副題は、みんなで被害者を支えようというふうになっておりますが、犯罪被害を自分ごととして考えるとすれば、みんなで支え合う社会というものを考えていくと、言い換えることもできるのではないかと思います。そのための一歩が関心を持つこと、知ることであるということができるのではないかなと思います。

その一方、私自身が考えているのは、私たちがいろいろお話を聞いたりする中で、被害者の方は非常につらい経験、想像もできないような経験をされていらっしゃる方々ではあるけれども、私たちの周りにいらっしゃる1人の市民であり、私たちの友人であり、知り合いでありというところであれば、それは特別な存在として捉え過ぎるということもまた違うのではないかなというように思っています。そういう意味ではその方にあったことは、私にもあり得るということ。日常生活での誰か困ったことを抱えている人を支えるということの延長のところにも、被害者の方を支える社会というものはあるのではないかなというように考えております。

ここまで長時間にわたって御清聴いただきまして、ありがとうございました。パネリストの皆様もありがとうございました。これでパネルディスカッションを終わらせていただきます。